

大田区景観審議会（第16回）

目 的	1. 第4回大田区景観まちづくり賞の実施について 2. (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について・ (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について
日 時	令和5年11月13日(月) 開会 9時30分 閉会 11時30分
場 所	大田区役所本庁舎11階 第五・第六委員会室
委 員	欠 有賀 隆 ○ 大澤昭彦 欠 杉山朗子 ○ 二井昭佳 ○ 野原 卓 ○ 濱福秀夫 ○ 岩下充博 ○ 柳沢重幸 ○ 高栖昌昭 ○ 川尻幸由 ○ 加藤芳夫 ○ 喜多河康二 ○ 鈴木邦成 ○印出席者
出 席 幹 事	まちづくり推進部長(西山) 都市計画課長(深川) まちづくり計画調整担当課長(浅野) 鉄道・都市づくり課 鉄道・都市づくり担当係長(藤木)

傍聴者2名

議 事	<p>議題 (1) 景観まちづくり賞について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一号議案 第4回大田区景観まちづくり賞の実施について <p>報告 (1) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について
	<p>議決事項 第一号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。</p>
その他	<p>配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1 大田区景観審議会委員名簿・委員座席表 資料2 大田区景観条例等における景観審議会に関する規定 資料3 第一号議案諮問文(写) 資料3-1 第4回大田区景観まちづくり賞の実施内容について 資料3-2 第4回大田区景観まちづくり賞パンフレット(案) 資料3-3 第4回大田区景観まちづくり賞ポスター(案) 資料4 (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画変更(案)について 参考資料1 大田区景観計画 参考資料2 第3回大田区景観まちづくり賞表彰紹介パンフレット

午前 9 時 30 分開会

深 川 幹 事

皆様、大変お待たせいたしました。

都市計画課長の深川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございますでございます。

本日私が司会を務めさせていただきます。座って失礼いたします。

やっと行動制限もなくなってまいりまして、本日、対面でこういった形で審議会のほうを開催させていただきたいと思っております。また、進行に当たりましては、時間が長くなり過ぎないように、なるべく分かりやすく説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、本日は今年度最初の景観審議会でございますので、大田区まちづくり推進部の部長、西山よりご挨拶をさせていただきます。

西山部長、よろしく申し上げます。

西 山 幹 事

皆さん、おはようございます。改めまして、本日はお忙しい中、また寒い中、景観審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、第16回目ということで、実は前回開催いたしましたのが3月ということで、この間、約8か月経過しているところでございます。委員の皆様におかれましては、日頃より大田区のまちづくり、特に景観分野も含めましてご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、冒頭、課長のほうからお話させていただきましたように、簡潔明瞭な説明を心がけて進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

さて、この景観計画でございますが、大田区のほうでもこれ、平成25年10月に景観計画を施行いたしまして、もう約10年以上経過している状況です。こうした中、様々な景観まちづくりの取組ということで、本日の議題にもございますけれども、景観まちづくり賞ですとか、あと今準備を進めています池上通りですね、補助28号線のこういった景観の観点からのまちづくりの取組、こういったものを

進めていくところで準備を進めておりました、そういった観点から、本日委員の皆様からご意見を頂戴いたしまして、景観のまちづくりにさらに反映させていただきたいと思っている次第でございますので、本日は委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます、私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

深川幹事 続きます、新任委員の皆様をご紹介します。令和5年6月1日付で、関係団体の構成員の委員に交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

お手元の資料1番、大田区景観審議会委員名簿をご覧ください。新任委員の皆様につきましては、名簿備考欄に新任と表示をさせていただいております。

それでは、まちづくり推進部長の西山より、新任委員の皆様、ご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

西山幹事 それでは、改めまして私のほうから新任の委員の方をご紹介します。お手元の名簿のほうをご参照いただければと思います。

関係団体の構成員の委員といたしまして、濱福秀夫委員でございます。よろしくお願いいたします。

濱福委員 濱福です。よろしくお願いいたします。

西山幹事 ありがとうございます。

続きます、高栖昌昭委員でございます。よろしくお願いいたします。

高栖委員 高栖昌昭です。よろしくお願いいたします。

西山幹事 今回2名の委員の方が新たに加わられたということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

深川幹事 新任委員のご紹介は以上となります。

なお、学識経験者であります杉田委員におかれましては、9月まで東京工業大学にご在籍されておりましたが、10月から岩手大学に赴任されたため、景観審議会委員及び専門部会委員を退任されまし

た。杉田委員の後任につきましては、来年度4月からの就任をめぐりに調整をさせていただいております。

以上となります。

次に、審議に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第が記載されております資料をご確認しながら、説明させていただきます。

まず1枚目がA4縦の資料で、本日の次第となっております。

次第をおめぐりください。

次にA4縦の資料、右上に資料1と記載してございます大田区景観審議会委員名簿、裏面に第16回大田区景観審議会座席表がございます。

続いて同じくA4の縦ですが、右上に資料2と記載があります大田区景観条例等における景観審議会に関する規定でございます。

次が資料の3、第16回大田区景観審議会への諮問文（写）。

その次に、右上に資料3-1、第4回大田区景観まちづくり賞の実施内容について。それと、A3横、両面刷りですね、この資料がございます。

次に、右上資料3-2、第4回大田区景観まちづくり賞パンフレット（案）、それと同じくA3横の両面刷りですね。その資料。

またさらに1枚めくっていただいて、資料3-3、第4回大田区景観まちづくり賞ポスター（案）でございます。

次に、資料の4、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画変更（案）について。A3、3枚の両面刷りで5ページの資料となっております。

最後に、参考として机の上に置かせていただいております資料の確認でございます。大田区景観計画、青色の冊子及び第3回景観まちづくり賞表彰紹介パンフレットとなっております。

不足等ございませんでしょうか。

なお、本日の会議はDX化やペーパーレス化の推進に区も取り組んでおりまして、机の上にタブレットを置かせていただいております。本日はお手元の紙資料、それとタブレットと併用となっておりますが、今後はこういったタブレットを中心にペーパーレスの会議を

推進していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

机上のタブレットにつきましては、事務局のほうで画面を一括して操作しますので、皆様特に操作していただくなくても資料のページは切り替わってまいります。拡大縮小等についてお好みがありましたら、そこは画面上、スマートフォンと同じように画面を触って広げていただければ拡大されますので、操作をよろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの議事につきまして、野原会長に進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

野原会長 ありがとうございます。ちょっと拡大ができないですね。

深川幹事 失礼しました。私ども会議で二つのソフトを使っていて、これは拡大縮小しないものでした。失礼いたしました。

野原会長 分かりました。ということで、ご覧いただくということになると思います。

先ほど3月ぶりということであり、ちょっと久々になりますが審議会を進めていきたいと思っております。

それでは開会に先立ちまして、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局よりご報告よろしくお願いいたします。

深川幹事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項におきまして、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と規定されております。

本日の委員の皆様のご出席状況ですが、委員13名のうち、出席11名、欠席2名、定足数を満たしております。

本日の傍聴申込みにつきましては、9時半の時点で2名となっております。なお、事務局としましては、本日の会議内容に非公開とすべき内容は入っていないと認識しております。

以上でございます。

野原会長 ご説明ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告ありましたように、定足数に達してお

りますので、本審議会は成立ということになります。

ここで、第16回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

まずここで、傍聴者の入室を許可します。ではよろしくお願ひします。

(傍聴者入室)

野原会長 よろしいでしょうか。それでは皆様お手元、もしくは画面の次第に沿って参りたいと思います。

まず次第の番号2番、大田区景観審議会についてということで、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

深川幹事 それでは、今年度新しく就任された委員の方もいらっしゃいますので、大田区景観審議会についてご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。画面上にも同じものを写させてもらっております。

大田区景観審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため設置しているものでございます。意見を聞かなければならない事項及び意見を聞くことができる事項は、大田区景観条例第24条第2項及び第3項に規定されています。

本日は、大田区景観条例第24条第3項の規定に基づき、第4回大田区景観まちづくり賞について、審議会に意見をお聞きするのが一つの目的となります。

私からは以上となります。

野原会長 ありがとうございます。

次第2の大田区景観審議会についてのご説明ということでありがとうございます。

何か皆様からございますか。よろしいですかね。どうもありがとうございます。

続きまして、本日の議題について、事務局よりご報告よろしくお願ひします。

深川幹事 本日の議題として、諮問案件1件、報告事項1件となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

野原会長 ということで、続きまして番号で言うと3番、議題とございます。こちらが審議事項ということになると思うんですけど、議題1、

景観まちづくり賞に関する諮問案件に移ります。

大田区長より大田区景観審議会会長宛に、令和5年11月10日付で第1号議案第4回大田区景観まちづくり賞の実施についてが諮問されましたので、こちらを議案とさせていただきたいと思っております。

別紙3というのをご覧いただき、それでは諮問文の朗読を事務局のほうからよろしく申し上げます。

深川幹事 諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました別紙3、第1号議案の諮問文をご覧ください。それでは読み上げます。

第1号議案、第4回大田区景観まちづくり賞の実施について。大田区景観条例第24条第3項第3号の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上となります。

野原会長 ありがとうございます。

それでは、この議案をまず上程いたします。幹事より議案の内容のご説明をよろしくお願いたします。

事務局 皆様、こんにちは。私、都市計画課計画調整担当の後藤と申します。私のほうから議題1、景観まちづくり賞についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

タブレット端末でも共有させていただいております資料3-1をご覧ください。

1ページ目左上の1番、大田区景観まちづくり賞とはをご覧ください。

大田区景観まちづくり賞とは、大田区景観条例第23条の規定に基づき、区内の良好な景観形成に寄与する街並みや建物、活動等を募集し表彰する制度でございます。大田区景観まちづくり賞を実施することにより、区民や事業者等の景観まちづくりの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進することを目指しております。

続いて2番、これまでの実績をご覧ください。

大田区景観まちづくり賞は、平成27年から隔年で計3回実施しております。応募総数及び受賞数につきましては下表のとおりとなっ

てございます。回数を重ねるごとに、応募総数が減少傾向となっていることが分かるかと思えます。

続いて3番、第4回大田区景観まちづくり賞の実施内容をご覧ください。

大田区らしい魅力ある街並みや景観を守り育てる活動を対象とした表彰を4年ぶりに実施いたします。

続いてその下、3-1表彰対象をご覧ください。

これまで実施した計3回の大田区景観まちづくり賞では、街並み景観部門、景観づくり活動部門、これらの2部門について表彰を実施してまいりました。第4回となる大田区景観まちづくり賞では、上記2部門に加えまして、周辺地域の環境と景観の向上に資するような、優れた緑化が行われた緑化計画を対象に表彰を行うみどりづくり部門を新設いたします。

続いて1ページ目右側の3-1表彰対象をご覧ください。

表彰対象は大きく分けて、応募を受け付ける部門と緑化完了届から選定する部門の二つとしております。

まず、一つ目の応募を受け付ける部門についてご説明させていただきます。応募を受け付ける部門としましては、これまで同様、街並み景観部門、景観づくり活動部門の2部門について、区民、事業者等から広く募集を行う予定でございます。街並み景観部門は、地域の個性が感じられる、あるいは魅力的な景観形成に貢献しているものを対象といたします。具体的には建築物、公共空間を含む街並み、公園、緑地、街路等が該当いたします。応募資格は特段ございません。区内在住・在勤でない方も応募が可能となっております。表彰対象者は、景観形成に貢献した建築物等にかかわる所有者・設計者・施工者等を想定してございます。

続きまして、景観づくり活動部門についてご説明させていただきます。景観づくり活動部門は、区民・団体・事業者等が取り組む、魅力的な景観形成に貢献している活動を対象といたします。具体的には、地域のお祭りなどの地域の魅力を見つけ、共有し、守り育てる取組、美化活動などのまちや自然の保全・整備、多様な主体が交流、協働するための場所・空間づくり等が該当いたします。応募資

格は特段ございません。区内在住・在勤でない方も応募が可能となっております。表彰対象者は、活動の主体である個人・団体・事業者等を想定してございます。

続きまして、二つ目の緑化完了届から選定する部門についてご説明をさせていただきます。第4回大田区景観まちづくり賞では、まちの景観を構成する樹木などのみどり景観を対象としたみどりづくり部門を新設いたします。みどりづくり部門は、優れた緑化計画を行い、特に周辺地域の環境と景観の向上に資するような優れた緑化が行われたものを対象とし、地域緑化への感謝を示すとともに、さらなる緑化の発展を促すことを目的に新設した部門となります。前述の街並み景観部門、景観づくり活動部門とは異なりまして、「大田区みどりの条例」に基づく「緑化完了届」が提出された建築物等から景観審議会が選定する仕組みとしております。表彰対象者は、環境と景観の向上に貢献した建築物等にかかわる所有者・設計者・施工者等を想定してございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

左上の3-2、周知方法になります。冒頭にも申し上げたとおり、大田区景観まちづくり賞は回数を重ねるごとに応募総数が減少傾向となっております。したがって、周知及び応募促進を区ではより重点的に行い、応募総数の増加を目指してまいります。

周知方法は、前回までと同様におおた区報や区ホームページへの掲載、区関連施設へのパンフレット配布及びポスター掲出を行います。

また、新たな取組といたしまして、大田区公式X（旧ツイッター）等のSNSによる情報発信やオーちゃんネットを活用した自治会・町会、NPO法人等の区民活動団体への周知、区内23か所に設置されているデジタルサイネージへの表示、約25万世帯のケーブルテレビ加入者を対象に毎日放送している大田区広報番組のシティニュースおおたによる広報、等を行ってまいります。なお、ケーブルテレビの放映開始に合わせまして、YouTube大田区チャンネルでも配信を行い、Webアーカイブとして活用を行ってまいります。

次に、2ページ目左下の3-3、応募促進をご覧ください。

応募総数の増加を目指し、新たな取組を四つ実施いたします。

一つ目は自治会・町会との連携です。特別出張所長が集まる会議等において、自治会・町会への声かけ、協力要請を行うことにより、地域に存在している魅力的な景観の応募を促してまいります。

二つ目は、過去に選外となった物件や活動への呼びかけです。前回、第3回大田区景観まちづくり賞で選外となった応募者、団体へ第4回大田区景観まちづくり賞の実施のお知らせを行い、応募を促してまいります。

三つ目は、応募方法の簡素化、募集部門の分かりやすさ向上です。これまでにつきましては、部門ごとに異なる応募用紙を用意してございましたが、今回実施に当たりまして応募用紙の見直しを行い、様式を統一いたしました。また、記載項目につきましても見直しを行いまして、必要最小限に絞ることで、応募していただく方の負担軽減、そして応募方法の簡素化を図ってまいります。さらに、募集パンフレット、ポスターの記載内容の見直し、表彰対象部門における具体例の追記を行うことにより、分かりやすさの向上に努めてまいります。

最後に四つ目は、インセンティブの強化になります。これまでは、受賞者に対し表彰状を授与しておりました。第4回からは受賞者に対しまして、インセンティブの強化という視点で、表彰状に加え、記念品も授与する予定でございます。なお記念品の品目等につきましては、景観まちづくり賞専門部会において、引き続き検討してまいります。

続いて2ページ目右上の3-4、審査方法をご覧ください。

第4回大田区景観まちづくり賞を契機に審査基準の検討・見直しを行い、実施要綱の策定を行う予定です。また、第4回大田区景観まちづくり賞において新設するみどりづくり部門におきましては、恣意的な選定等を防止するため、審査スキームを確立し実施要項に記載予定でございます。

最後に、2ページ目右下の4、実施スケジュール（予定）をご覧ください。

第4回大田区景観まちづくり賞につきましては、2週間後の令和

5年11月27日月曜日から、翌年令和6年1月26日金曜日までの約2か月間を募集期間として設ける予定でございます。募集締切後につきましては、こちらの資料に記載のとおりスケジュールで審査を行い、受賞対象の決定は令和6年10月の景観審議会を予定しております。その後、令和6年12月に受賞対象等の周知や表彰を行う予定でございます。

資料3-1の説明は以上です。

続きまして、右上に資料3-2と書かれている資料をご覧ください。

こちらの資料につきましては、区内の関連施設において配布予定であるパンフレットの案となります。

まず表紙をご覧ください。

これまでは、一般向けと小中学生向けの2種類のポスター及びパンフレットデザインを作成し、用途に応じてデザインの使い分けをしておりました。

今回より、なじみやすさや分かりやすさ等の視点からデザインを見直しまして、幅広い世代を対象とした表紙デザインにブラッシュアップしております。

続いて、中面をご覧ください。

左側には応募要領とし、表彰の対象や応募期間、応募資格、応募方法や審査方法、審査結果の発表予定、その他注意事項等を記載してございます。

右側につきましては、応募用紙とし、郵送や直接持参による応募の場合には、こちらのパンフレットを切り取っていただければすぐに応募できるような形式としております。

なお、応募用紙につきましては、大田区のホームページからもダウンロード可能としております。また、Webによる応募につきましても、前回同様受付を行います。

続いて裏面をご覧ください。左側の部分になります。

こちらは今回から募集部門の分かりやすさ向上や、応募用紙記入の負担軽減を目的に、応募用紙の記入例を記載してございます。

資料3-2の説明は以上です。

最後に、資料 3 - 3 について説明をさせていただきます。資料 3 - 3 をご覧ください。

こちらにつきましても、デザインに関しては資料の 3 - 2 のパンフレット案と同様のものとなっております。今は A 4 サイズに印刷をしておりますが、区内関連施設において掲出する際は A 2 や B 4 サイズに拡大、施設に掲出をする予定でございます。こちらにつきましても、幅広い世代を対象とし、ぜひ応募していただけるように、内容、分かりやすさというところを意識してデザインを作成しております。

資料 3 - 3 の説明は以上です。

議題 1 についての説明を終わります。

野 原 会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から議題 1 の内容に関するご説明がございました。この議題は、先ほどちょっと申しましたとおり、審議事項というふうになっておりまして、区長から今諮問を受けた状態になっておりますので、最後にここで議論した後に、皆様に事務局からご説明のとおり行うということによりよろしいかどうかというご了承をお諮りさせていただくこととなりますので、そういう前提でお願いいたします。

では、今景観まちづくり賞という内容でしたけれど、今回の資料にはございませんけれど、これまで 3 回、景観まちづくり賞というのが行われておりまして、区のホームページをご覧くださいますと、これまでの 3 回の案件がどういうものであったか具体的に書かれておりますのと、恐らく 3 回分それぞれでパンフレットみたいなのができていたと思います。皆さんお手元に第 3 回大田区景観まちづくり賞ということで、これが第 3 回の際に受賞された案件がまとまっている、そういう冊子も区のほうで作成いただいて、周知させていただいているということになっているかと思っておりますので、こちらもご参照いただきながら進めさせていただければというふうに思います。

では、委員の皆様からただいまのご説明に関してご質問やご意見をお受けしたいと思っておりますので、挙手の上ご発言をお願いしたいと

思います。1点確認ですが、4番の実施スケジュールには①街並み景観部門、②景観づくり活動部門の募集から内容が書かれています。今回お諮りする内容に③みどりづくり部門というのがあると思うのですが、これ恐らく選定のルートが違うからここに書かれていないのだと思いますが、そういうことでまずよいのかということと、みどりづくり部門のこの完了届というのは、いつまでに提出されたもので議論するのかとか、具体的な締切りというのですかね、そういうのが書かれていなかったの、その辺りのどういう形で進めるということになっているのかというのをちょっとご確認させていただければと思います。事務局のほう、いかがでしょうか。

事務局　　まず1点目、みどりづくり部門につきましては、区のほうで一旦予備的な選定を行いまして、その後、第一次審査のほうに、景観審議会の専門部会のご審議のほうに進んでいくというまず流れを想定してございます。

あと2点目の、いつまでどの区切りの話というところにつきましては、今事務局のほうでその辺のどこまでを対象にするかを今検討しておるところでございます。ただ件数につきましては、これまで大田区のみどりの条例というのがございましたけども、そこで届出が出されているものが約1,500件ほどあるという状況でございます。その中から今考えておりますのが、緑化率とかが計算上出てくるんですが、それが所定の緑化率よりも結構高いようなものを予備的なものでふるい分けをして、あとは具体的な案件について振り分けしたものの、区の事務局のほうで振り分け及び現場の確認等を済ませたものについて、いわゆる書面審査というフローの流れの中でさせていただいて、第一次審査ということに進んでいきたいということでございます。

具体的な話については、もう少し詰める時間をいただきたいというところでございます。

野原会長　　ありがとうございます。いずれにしても、例えばこの募集のパンフを見てもそれは一切書かれていなくて、この部門があるかないかすら確認できないという状況になってしまうので、ルートは違って募集はしなかったとしたとしても、そういうのがありますよとか、

なんかそういうのが何らかの形で告知されないとまずいんじゃないかなという気がしましたので、この示し方と言うんですかね、みたいなのは工夫をしていただく必要があるんじゃないかと思えますので、その辺りちょっとご検討よろしくお願ひいたします。

大澤副会長　今の会長の最後のご質問なんですけれども、専門部会でこのまちづくり賞について議論を進めていたんですけれども、このパンフレットとポスターですね、当初は事務局からはみどりづくり部門に関する文言が入っていたんですけれども、結局募集しないのであれば載せない方がいいんじゃないかという形で議論がまとまったんですね。だからそういう部門はあるよってことをお知らせする意義はあるかもしれないんだけど、要は応募する方からするとやや混乱してしまうんじゃないかなということで、このパンフレットには最小限の情報にしましょうということで、一応意見としてはまとまったところです。

ただ、会長おっしゃるように、こういうみどりづくり部門というものが発足したんだと、今度行うことになったんですよってことは、何だろう、例えばホームページであるとかいろんな別の形でしっかりと伝えた方がいいかなとは思いますが、そこの工夫はぜひ事務局のほうでお考えいただければと思います。

野原会長　ありがとうございます。いずれにしても新設部門の役割が複雑なので、要はルートが違ったりとか、多分受け取るほうは非常に混乱するとか可能性があるんで、いずれにしても最も分かりやすい方法でお示しいただけることに対して、ちょっと工夫が要るのかなというふうに思いました。

皆様のほうからご意見、ご質問がございましたら何でも結構ですので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

では、加藤委員よろしくお願ひします。

加藤委員　私も同意見なんですけれども、ちょっと違う観点から。景観まちづくりというのはやっぱり今この会場にいる男性がほとんどなんですよね。本来、女性とか子どもにも関心を持ってもらうという意味もあると思えますので、そこら辺をこの広報活動の中でやられたらどうかなというふうに思っています。

その点と、あと今回の募集要項という意味では、3-2の資料のほうは、これはあくまでも募集を中心に、この応募対象にするものなので、そういう1と2ということで、みどりづくりのところは省いても全然問題ないと思うんですけども、景観まちづくり賞のアナウンスをするパンフレットとするのか、募集を中心にやるのか分からないですけども、4回目の実施ということで、4年ぶりに行われてるということと、新しくみどりづくりという部門が増えたということは、やっぱり景観まちづくりという観点では重要だと思うんです。

ですから、この募集のパンフレット以外に、景観まちづくり賞が新しくなりますよとかいうようなアナウンスは、いろんな形で先ほど言った女性、子どもたちにも伝わるような形で、何らかの工夫があったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局 今回の加藤委員のお話しでございますが、パンフレットにつきましては2パターン過去にはあったというところなんですけども、子どもとかそういう親しみやすさというところも含めて、こういうデザインとさせていただいたというところでございます。

女性とか子どもへのPRというところについては、デザインの話としてはもちろんあるんですけども、あとは基本的にはPRとかの話で今回も例えば特別出張所への周知でございますとか、SNSの話でございますとか、今までよりもちょっと広めに周知をさせていただいて、あとみどりづくり部門の広報については、例えば区のホームページで補足で情報をちょっと載せてお知らせをすることとか、そのようなところが考えられるかなというところで検討したいと思っているところでございます。

野原会長 はい。

事務局 事務局から追加で補足させていただきます。

加藤委員より、女性やお子様への周知という視点でご意見をいただきました。事務局といたしましても若い世代や女性への周知とい

うのは、魅力的な街並み景観を促進するためには非常に重要だと考えております。したがって、各区立小・中学校にパンフレットとポスターを配布し、小中学生に興味を持っていただき、家族全体で大田区の魅力ある街並み・景観等を探し出していただいで応募につなげていくといった周知方法を実施する予定です。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

浅野幹事 すみません、よろしいでしょうか。ちょっと補足をすみません。まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

今回の第4回のこのパンフレットにつきましては、子どもたちが見ても分かるようにというところで、今まで専門部会の皆様と議論を重ねながら、初めはこれよりもっと堅いイメージのものでございました。見て分かって、こういうものがあるんだなというのを見て共感していただけるように、これからも区としては取り組んでまいります。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 ありがとうございます。

今資料3-2を拝見して、景観まちづくり賞って何ですかってここに書いてあるのかなと思ったら、唯一分かるのは、閉じた内側の左上の趣旨というところのこの2行なので、これしか分かる情報がないってことで、もう少し何か説明してあげてもいいのかなというふうに思ったのと、あと下、表彰の対象と書いてあるのですが、募集の対象ですよね。表彰の対象は先ほどのとおり、3部門あるんじゃないかという気がしますので、どっちがいいのか分からないのですが、ちょっと表現を工夫する必要があるのかなというふうには思いました。

いずれにしても広くやっぱり周知していただくってすごく大事ですので、今の加藤委員のご意見もご参照いただいで、少し進め方をお願いしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。濱福委員、よろしく。

濱福委員

今度のみどりづくりについて、大田区でみどりの条例をつくって、

各自治会とか町会の色を分けていますよね。そういうところからの景観という意味なんですか。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

こちらにつきましては、まずは大田区の中で緑の緑化に対する届出を出していただいております。目的としましては、まず計画当初は区内の基準にのっとって樹木の配置、緑化の配置をしていただいております。中には、そのとおりに継続していただけるぐらい維持管理をしっかりと取り組んでくださっている事業者さん等々ございます。なかなか当初は計画で植えられたものが、例えば日陰で伐採して滞らなくなってしまうというのも実際ございます。そういったところでは緑に関心がある方でよりよく緑を育てていただいている方々もいらっしゃいますので、そういった方々を改めて今回の賞の中でしっかり抽出をしながら、そういった方々に対して受賞するのもいいのかなというところで、今回創設を考えさせていただきました。

濱福委員 分かりました。

野原会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。じゃあ川尻委員、よろしく願います。

川尻委員 最初、やはりみどりのこの部門というのが、これを見たときにどういう関係なのだというのが全く分からなかったもので、さっき会長おっしゃられたように、最初のどこかで言っていないと分からないと思いました。

それとたしかみどりづくり部門というのは既にみどりの条例ですか、緑化計画を提出されたところの中から選定すると、物すごい数があるなと今初めて分かりました。みどりの条例と緑化計画の要項とか見たら、結構規模が大きいものを対象としているので小さいものは、やり出すと数が多くなってしまうということで、規模が大きい建物とかそれに関する緑化とか、そういうことだと思うんですが、そうするとそれとこっちの景観のほうとダブる面が出てくることがあり、その辺はどういうふうに整理するのか。

それとこの緑のほうを評価するときに、私は緑のほうの専門もや

っているもので、最近よく緑の効果で健康とかなり結びついているということがあって、緑化するとそれが精神的な面とかだけじゃなくて、心身共に健康につながるとということが随分言われるようになって、WHOでもそういうことを言い出しているところなんです。具体的な資料も出ておりますけれども。

一つ、評価の中でちょっと考えていただきたいなと思ったのは、単なる見え方だけじゃなくて、まずそこを利用している人とかあるいは住んでいる方とか、そういう人にとってどうなのか。

だから周りから見ただけじゃなくて、そこにもう住まれる方とか、例えば学校緑化でも特に言われているんですけども、生徒たちのための緑化はそれはそれで当然あっていいんですが、そこで働いている教員の方とか職員の方にとってもいい緑で、そういう評価をしていかないと、単なる見え方だけではいけないのかなというところがあるので、その辺は今後検討していただくとと思いますが、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

大田区のみどりの条例につきましては、300平米以上の敷地の建築物、増築物、または改築、それ以上の大きなものになってございます。対象は300平米以上のものから抽出していくようになります。

あとは従前今までの街並み景観部門の中で、緑の部門で抽出を自薦・他薦でやっていただきましたので、そこと重複しないような形でしっかり整理をしていきたいなと思います。

あと今川尻委員がおっしゃった、先ほど私がお説明したみどりの条例の届出をしている観点だけではなくて、そういった周りの方々が使っている観点もしっかり、外の外部の方々の目線の立場でも拾えるような形で検討していきたいと思っております。

ご意見ありがとうございます。

野原会長 続きまして、よろしく申し上げます。

岩下委員 商店街連合会の岩下でございます。

まず、皆さんがおっしゃっているようにグリーンプランとか区でありますよね。そちらのほうともうまく連携して、せっかく緑の部門を作るのであれば、やっていただきたいなと思っております。

それと、ちょっと地元のことで申し訳ないんですが、我々のところは蒲田の東口で月に2回ほど環境改善パトロールと称しまして、まちの浄化に努めているんですけど、ちょっと強引な呼び込みとかそういう風俗系が多いものですからやっているんですけど、こういうのもあれですかね、街づくり賞の対象になるんでしょうか。ちょっと教えてください。

事務局 事務局から回答させていただきます。

岩下委員がおっしゃったような活動につきましては、資料3-1の1ページ目右上の3-1の表彰対象の景観づくり活動部門の内容欄をご覧くださいなのですが、まさに具体例として記載している内容に該当するというふうに認識しております。岩下委員がおっしゃったような美化活動景観づくり活動部門の表彰対象になっておりますので、ぜひご応募していただければと存じます。

岩下委員 分かりました。ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

浅野幹事 すみません、皆様に本日卓上配付しておりますこのブルーの冊子の大田区景観計画1ページをお開きください。

ここには大田区における景観の捉え方について述べさせていただいております。この中の下から5行目なんですけど、区としましては景観を単に景色や眺めといった事象だけにとどまらず、観る行為、あるいは人々の生活の楽しさや快適さ、まちのにぎわいなど、地域の様々な営みを含めたものとして捉えていきますと記載させていただいております。こういった観点をしっかり加味しながら、この景観まちづくり賞も進めていきたいと考えております。補足でございます。

野原会長 ありがとうございます。

具体的な景観まちづくり賞の今までの受賞歴もありますが、景観づくり活動部門に関しましては、最終的にはやっぱり景観ですね。ちょっと目に見える部分も含まれてはいると思いますが、その形、例えば美化活動みたいなものも受賞もされておりますので、ぜひ奮ってご応募いただければという感じがいたしますので、よろしくお願いたします。

ほか、いかがでしょうか。二井委員、よろしくお願いします。マイクをお願いします。

二 井 委 員 二つあるんですけども、今話題になっていた景観づくり活動部門のほうで、美化活動みたいなのももちろん評価していくべきだと思いますし、先ほど浅野課長がお読みになったやつにも表れているんですけど、まちの魅力を高めるような人の活動というのも、例えば道路を利用してやっているマルシェみたいなやつとか、ああいったものがやっぱりまちの魅力を高めているというのも入るんだとする、今地域のお祭り等が入っているから入れてもいいのかなというふうには思うんですけど、そうするとそういったことも応募対象なんだよということが、この表彰対象部門の具体例のところ、例えば今の具体例の三つ目のところに、（マルシェなど）みたいなものを入れるとか、パンフレットの中でも景観づくり活動部門の募集内容の下に書いてある、あと1行分ぐらい入りますので、ここに少しまちの魅力を高めるような景観、まちづくりの活動で少し人の活動も表彰対象になるってことが伝わるといいのかなということちょっと感じました。

それから、子どもたちに案内してもらおうというのはすごくいいことだなと思って、ぜひお願いしたいなと思っているんですけど、もし可能であれば、ちょっと私は世田谷区に住んでいるんですけども、小中学校から親の携帯に学校から連絡が様々送られてくるんですけども、ああいったものにもし載せてもらえれば、掲示するだけじゃなくてそれが学校からのお知らせとして親に届きますので、より家庭でもそういう話がされる可能性が少しでも高まるかなというふうに思います。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

この募集で、要は写真とか出てくるのは過去の受賞歴なので、出たものしか書けないんですけど、さっきの具体例のところぐらいはちょっと何ていうか、こういうのも考えているよみたいなのが出しやすいところなのかなということだと思っているので、そこでちょっと工夫ができないかというご提案だったと思います。

あと周知、告知の方法についても、いいご提案いただいたと思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

じゃあ柳沢委員、よろしくをお願いします。

柳 沢 委 員 大田工業連合会の柳沢と申します。よろしくをお願いします。

弊社の話になってしまうんですが、例えば今出ていた子どもたちのあれなんですけど、例えば先週も来たんですけど、うちには小学生、地元の小学生が工場見学に来たりとか、あと9月には中学生の職場体験を受け入れたりとかしているんですけど、そういったものも十数年やっているんですけど、初めのうちはなかなかちょっと子どもたちに工場に興味を持ってもらうというのはなかなかどういう手段でやればいいのかなんてのが分からなかったんですけど、最近になって分かってきたのは、やっぱり彼らとすると一人前と思って実践をさせるってことが一番、大人になっても印象に残ることなのかと思っていました。うちなんかだとパイプを曲げる仕事をやっているんで、中学生の職場体験の3日目には例えばパイプを切断して、Lに曲げて寸法をこの交差に入れろとか、コの字に曲げてこういう交差に入れるとかいうことをやっているんですけど、小学生に対して工場見学に来たときに実際に物を見せるだけじゃなくて触らせたりだとか、こうやってこうやってこうなるからこうなるんだよというのをやっているんで、例えば景観のまちづくりに関して、実際にできればなんですけど、学校も忙しいんでしょうけど、実際にまちに出て地元のところを子どもたちに例えば推薦してもらって、小学生部門みたいなのがあって、各学校から何校か出てきてそれで今年は何々小学校が例えば賞を取りましたとか、そんな形になれば非常に興味を持ってもらえるんじゃないのかなというのを、今すごく思いました。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

最初の頃これを立ち上げる頃にちょっと関わっていた身としてもお話しさせていただくと、この賞のタイトルが景観賞じゃなくて景観まちづくり賞という名前になっていまして、これの何ていうか意味合いというのは、美しい景観そのものもあるんですけど、美し

い景観に向けてアクション、まちづくりをやっぱり行っているという行動を評価しようというか、大切にしようという形になっていまして、それが結果的に本当に見た目とか景観に表れているのが多分、1番目の街並み景観部門で、アクションそのもの、活動そのものは、景観づくり活動部門に多分なっていると思いますので、なので相手が団体や施行した設計者みたいに多分なっているというのは、その辺にちょっとあるのかなというふうに思います。

一方、例えば大田区の新百景とかございますよね。風景って何ていうんでしょうかね、もし活動しないと残らないかもしれないんですけど、そのものの美しさっていうのも多分あって、またそれはそれで愛でたり評価するのも一方でやっていくというのは大事なのかなと思います。景観政策全体として、その辺りの整理も今後あるといいのかなというふうには思いました。

いずれにしても広く周知いただいて、いろんな方々に参加していただくってとても大事ですので、その辺ぜひ工夫していただきたいと思います。

私のほうから先ほどの件で幾つか確認したいんですけど、先ほどご意見あった件なんですけど、みどりづくり部門と、その他重複した場合はどうするのかというお話があった気がしまして、今までも、①の部門も②の部門も緑に関する案件がすごく多かったと認識してまして、そう思いますと例えば街並み景観部門のほうでこの後ろの③にも該当するものというのが、両方ある場合がある可能性があると思うんですけど、この場合はどう整理するということになりますでしょうか。

事務局 みどりづくり部門と、従前の2部門で緑が重複した場合どうするかというご質問について回答いたします。まず植林地ですとか生け垣などの街並みの緑につきましては、これまで同様、街並み景観部門として原則は自薦・他薦をしていただく形で想定をしております。したがって、地域の個性が感じられる緑ですとか、魅力的な景観形成に貢献している緑については、基本的には区民 v s 事業者の方々から街並み景観部門として応募していただきたいと考えており

ます。一方でみどりの条例に基づき整備された緑については、みどりづくり部門において景観審議会に緑化計画届が出された建築物等を対象に選定をするという仕組みを考えております。結果としてみどりづくり部門として選定した建築物等と、区民の方々から応募していただいた街並み景観部門の緑の内容が重複するという可能性はあると考えております。このような場合につきましては、審査の過程で他の受賞候補作品とかの兼ね合いを鑑みて、どちらの部門で表彰するか等を専門部会において議論をさせていただき、決めていきたいと考えてございます。

野原会長　じゃあ副会長、補足をお願いします。

大澤副会長　例えば緑化完了届がされて、かつ街並み景観部門で応募する方というのはあり得るわけですね。その場合はどちらで表彰するかは、分からないと、実際、審査もされる。

野原会長　それが私の質問。

浅野幹事　基本的には①の街並み景観部門で表彰したいと思っています。自薦・他薦を問わないで、出てきているほうが優先になります。これ、三つ目のみどりの条例を使ってというのは、今正直この景観のこのまちづくり賞がちょっと衰退してしまっている。他自治体でも正直取組が非常に難しくなってきたところがございます。ただこれ、非常にいい取組ですので、しっかりと今後も推進していきたいところで、今回このみどりの条例を使って入れていくところでございます。

この街並み景観部門の緑とこちらの区側に出されたものは、しっかり連携しながら情報共有しながら、慎重に選定していきたいところでございます。

野原会長　ありがとうございます。私もちょっと会長というより個人としては、やはり推薦されている①、②を優先するほうがいいんじゃないかと私も思っていたので、その形がベースかなとは思っているのですが、進め方としては、両方かけているんだけど①で受賞したら優先するとおっしゃっているのか、両方出てきたら①、②にしますって言ってるのかで変わるので、その細かい、多分今まだご検討され

ていないと思うので、細かいどういう形でそれをちゃんと中に収めていくかは、具体的にご検討いただいたほうがいいかなと思います。

濱福委員、よろしくお願いします。

濱 福 委 員 もう一つ別の方向から考えると、このみどりの条例がうまくいっていないから各町会の人たちとか自治会の人たちに、こういう賞があるからもっと頑張れよというように捉える形もありますよね。応募するのは、みどりの条例に入っている人たちは大丈夫ですよ、一般の方たちはちょっと違いますよというような形で、今回話されているように思った。だからそういうふうに思うと、このみどりの条例をやっているほうがあまり普及されていないから、もっとやってくださいよ、そのためにこういう賞を設けましたよというふうな捉え方もされますよ。

浅 野 幹 事 ありがとうございます。そこは勘違いされないように、しっかり整理をさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

野 原 会 長 あとすみません、もう1個だけ。

私はみどりの条例が不勉強なところもあるんですけど、この緑化完了届を提出するというのは、建築行為が前提ですか。つまり、建築物がないけど緑化をすごい頑張っていますみたいなのは、このみどりの条例の緑化完了届の対象ではないという感じですか。確認です。

浅 野 幹 事 建築物だけではなくて、工作物についてもある一定規模については出していただいています。

野 原 会 長 建築物、工作物もない、要は例えば緑地そのものでこうやりましたみたいなのは対象にならない。

浅 野 幹 事 それは対象になってございません。

野 原 会 長 それが一番緑を頑張っているかもしれないのに、建築行為や工作物の構築行為がないと、ここの対象に上がってこないってことにもなるので、その辺りも含めて、①、②の中でももう少しそういうのが出やすくなるような、何か工夫などをしながら、とにかくいい景観づくりをしている行為に関しては、できるだけ何らかの形で表彰できる形を作っていくという趣旨だと思いますので、その趣旨が分かるような伝え方の工夫をしていただけるといいのかなと思います。

す。

大澤副会長、よろしくお願いします。

大澤副会長 このみどりづくり部門に関しては、ポスターとかパンフレットでどこまで載せるかってことは、もしかしたら今日の議論を踏まえてあるのかもしれないですけども、少なくとも先ほども会長からもお話あったように、ホームページに載せるってこともそうだし、あとこちらの3-1の裏面ですかね、3-2のほうで周知方法など書いていますけれども、区報であるとかSNSなどそういうところは、今回まちづくり賞全体の話をしっかりとお書いていただいた上で、募集に関してはみどり部門ですよということをお伝えいただきたいなと思いますので、その辺りの使い方については工夫をお願いしたいなと思っています。

あと、みどりづくり部門の対象ですよ、いつまでのものなのかとか、これ今検討中だってお話なんですけれども、以前の専門部会の検討だと、ある程度緑が育っているものということだったと思いますので、その辺りも今の段階でまだいつの段階かって決まっていってことなんですか。

事務局 例えば大澤副会長がおっしゃったように、ある程度緑が育っているという観点により、緑化届を出していただいてから3年以上経過していること検討しております。

大澤副会長 そうですね。ある程度緑が作られてから地域になじんでいるとか、街並みをつくってきているものということだと思いますので、その辺りはちょっと事務局のほうでご検討いただくということをお願いします。

あと、今回の件とは直接関係ないかもしれないですけども、まちづくり賞を受賞したものについて、例えば今景観計画で景観重要建造物とか景観重要樹木の指定はないんですけども、そうしたものに指定していくであるとか、まちづくり賞を受賞しましたってだけではなくて、その先に実際この大田区の景観計画の景観重要樹木・建造物に位置づける大事なものなんだよってことを多くの人に知ってもらおうということも重要なのかなと思いますので、まちづくり賞の後ですよ、どうしていくのかってこともちょっと考えてい

ただきたいなと思っています。

あともう一点、さっき柳沢委員から小学生、小学校等の話があったんですけども、例えば何ですかね、小学校の授業の中で大田区のことを知ってもらう授業であるとか、そういう中でまちづくりだとか景観づくりであるとか、そういうものを授業に取り上げてもらって、景観の意識を高めてもらうであるとか、何かそういった学校との連携ということも将来的に考えられるのかなって気もするんですけども、実際そこはどうでしょうかね。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

先ほどの柳沢委員のお話、今の大澤副会長の話を受けまして、まず持ち帰って教育委員会としっかり話をしながら、子どもたちがまず緑、景観、そういったものに興味を持ってやってもらえるように今後調整を図っていきたいなと思います。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

今、大田区の小学校さんはおおたの未来づくり科という新しい科目を策定されるという準備をされていまして、そちらも関わっているんですけど、まさにその中で地域を知るみたいな、そういう部門があるんですよ。まさに今の話で、景観の話も交えたことができたら非常に広がるなど、今ちょっといいアイデアをいただきました。ありがとうございます。

大体よろしいですかね。ちょっと私から、もう1個だけすみません。資料3-1の裏面というか3-3に応募促進のところがありまして、応募方法の簡素化、分かりやすさ向上というのがあるんですけど、これ件数を増やすためにはすごく大事なことはあるんですけど、一方でこれが短くなればなるほど審査が大変になるといいですか、見る側がこれでしか判断できなくなってしまうので、その辺りどういう形で評価することができるのか、ぜひシミュレーションしていただけるといいのかな。

特にやはり自薦か他薦かというのは極めてでかくて、自薦の案件はもう自信を持っていろいろやればいいんですけど、やっぱり他薦の案件というのは評価されても評価された側が突然やってきてあ

れという感じになったりすることもあると思うので、その辺りも
どういう形で促していくかとか、その辺り検討していただくのが実
際審査プロセスをやっていくときには、その辺のことも重要になっ
てくるかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

お時間が来ましたので、もし皆様がこれぞというのが特になけれ
ば、審議に最後入りたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

いろいろご意見がございまして、厳密に言いますと若干修正した
り、特にみどりづくり部門の出し方、在り方みたいなところはもう
少し検討が要るかもしれませんので、細かいところはまた調整させ
ていただいて、大変申し訳ないですけど会長一任させていただいて、
皆さんにご報告させていただくという形にさせていただければと思
うんですけど、基本的な進め方ですね、この2部門がこの時期こ
ういった形で進めていくということと、新たにみどりづくり部門を
つくりながらこの景観賞はもう行っていくということに関しまし
ては、今事務局からご説明あったとおりに進めさせていただきたい
というふうに思います。

ということで、その辺を含めまして第1号議案について、諮問の
とおりに実施することが適当であるという旨を答申させていただき
たいと思うんですけど、その辺の条件、細かく直すというのはちょ
っと条件つきではございますが、答申したいというふうに思いま
すが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

野 原 会 長 では、異議なしということでしたので、第1号議案に
ついては、諮問のとおり実施することが適当であるという旨を答申
いたします。実際には細かい部分はまた調整させていただければと
いうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

では、これで議題1に関しましては以上ということにさせていた
だきたいと思います。

では続きまして、次第のほうの報告事項に入りたいと思います。

では報告1について、事務局よりご説明のほどよろしくお願
いいたします。

事 務 局 計画課計画調整担当の内田と申します。

報告1、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

右上に資料4と記載のあるA3横の資料をご覧ください。

大田区は、平成25年4月1日より、景観法に定める「景観行政団体」となり、平成25年10月に景観法に基づき大田区景観計画を策定しました。大田区景観計画では、計画区域を大田区全域とし、景観形成に関する方針については四つ、景観形成基準を三つ定めておりまして、大田区らしい多彩で魅力的な景観のあるまちを目指し、地域特性を反映したきめ細やかな景観形成の方針や景観法に基づく届出制度による建築物などへの誘導の仕組みをはじめ、様々な取組を体系的に計画としてまとめております。

今回の報告、大森八景坂景観形成重点地区につきましては、景観形成基準の③景観形成重点地区の追加指定の案件となります。

次に、2の（仮称）大森八景坂景観形成重点地区検討の経緯をご覧ください。

大森八景坂地区を景観形成重点地区に追加指定する検討が始まった経緯は、主に三つでございます。

一つ目は景観上の重要な位置づけです。大森駅周辺は、大田区都市計画マスタープランにおける中心拠点に位置づけられています。

二つ目は、地元の景観まちづくりの活発化です。大森八景坂地区まちづくり協議会が中心となり、景観まちづくりに関する検討を進めてきました。

三つ目は、都市計画事業の進行です。池上通りと大森駅西口広場を都市計画決定し、今後、道路空間を含めた整備が進んでまいります。

これらを踏まえまして、この間大森八景坂景観形成重点地区の追加指定について検討を進めてきています。

続いて、3の大森八景坂周辺の景観の特徴です。写真でお示しのとおり、主に四つの特徴がありまして、これらを生かした景観形成が必要となります。

この地区の景観の特徴ですが、資料右側の地図でご説明いたします。池上通りは、南から北に向かって緩やかな上り坂となっていま

す。また、西側には池上通りと平行に崖線が位置し、崖線上が山王地区の住宅街となっております。清浦さんの坂や天祖神社階段など、高低差のある地形が特徴となっています。また、池上通り沿道は低層階が商店街となっているのが特徴でございます。

次に、4の大森八景坂周辺における景観形成の概要についてです。

大森八景坂周辺の特徴ある景観を保全するため、①景観形成重点地区による景観形成と、②池上通り沿道などからの見え方に配慮した景観の保全に関する景観形成、いわゆる景観保全誘導区域の二つの景観形成に取り組みます。

続いて、2ページ目でございます。景観形成重点地区による景観形成として、大森八景坂地区独自の景観形成の目標、方針、基準を定めます。黒字部分は前回の第15回大田区景観審議会でお示ししたものと変更はありません。赤字が追記した箇所となりますが、大きな変更点としては2点でございます。

一つ目は、表上段の公共施設のところです。こちらは専門部会で、民地部分の記載は多いが、公共部分の記載が少ないなどのご意見を頂戴しました。そこで、景観形成の方針において、公共施設における景観形成の考え方を新たに6点追記しています。

具体的には、沿道の商店街等、民間施設との親和性、一体性に努め、駅前空間に相応しい賑わいある街並みを形成します。

八景坂の連続性を意識し、安全性に配慮しつつ街路空間が分断された印象を与えない整備を図ります。

夜間においても安全で賑わいある八景坂を創出します。

歩行者がたたずみ、イベント等も可能な緑のある歩行者空間として整備します。

天祖神社の緑や地域の歴史を取り入れた整備を図ります。

沿道施設との調和を意識した統一性のある施設整備を図ります。

以上、6点を追記しています。

変更点の二つ目は、表の下段にあります景観形成基準の赤字部分です。こちらは景観計画の変更に伴い、東京都へ事前協議を行った結果、都が定める東京都景観計画との整合性などの観点から修正提案を受けまして、事務局にて追記した内容となります。

具体的には、公開空地・外構・緑化の視点としまして、緑化に当たっては、周辺景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育に配慮するという内容を追記しています。

続いて、3ページ目でございます。

こちらは先ほどご説明させていただいた2ページ目に記載の景観形成基準をイメージイラスト化したものになります。左上のイラストは、八景坂沿道の建築物をイメージしたイラストです。建築物につきましては、2階以下の低層部と3階以上の中高層部で色彩基準の異なる内容に設定しております。

2階以下の低層部については、開口部を大きく取り、通りに面して開かれた設えとしています。また、3階以上の中高層部については圧迫感を軽減する色彩の採用や、壁面の位置などといった基準を定めています。

左下は天祖神社、天祖神社階段周辺に景観形成基準を適用した際のイメージイラストになります。こちらには道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすることや、天祖神社脇の階段に接する建築物は、神社の緑を維持し、階段沿いの賑わいに寄与するよう、階段に対して出入口や開口部の設置に努めることを期待しています。

3ページ目の右側のイラストでございます。こちらは交差点、坂や階段に面する建築物に景観形成基準を適用した際のイメージイラストになります。

低層部については、ヒューマンスケールな空間づくりに努めることや、緑化に当たっては周辺景観との調和を図ることなどを記載しています。

続いて、4ページ目をご覧ください。

上段のイラストについては、平成30年に策定した大森駅西口周辺の基盤施設整備方針に記載されている大森駅西口広場整備計画案のイメージイラストに、景観形成基準を適用したものとなります。景観計画における景観形成基準としましては、商店街として連携した賑わいづくりを行いながら、多様な街角づくりにつなげること、大森八景坂地区の顔となるような空間とすることなどを定めるにとど

めておりまして、整備に関する具体的な内容は示していない形としており、あくまで景観計画における景観形成基準を適用した際のイメージとしております。

下段の③のところですが、こちらは大森八景坂景観形成重点地区における色彩の基本的な考え方になります。赤字部分が前回の審議会からの変更箇所です。

高台にある景観保全誘導区域から景観形成重点地区への調光に配慮しまして、屋根色の色彩基準を導入しております。赤字部分の明度についてご説明をしますと、数字が大きくなると明るくなり、白色に近づきます。反対に数字が小さくなると暗くなり、黒色に近づいていきます。専門部会において、明度6以下でお示したところ、杉山委員からこの地区に黒の景観はよくないとのご意見をいただきまして、数値については杉山委員と調整し、4以上6以下に修正しています。

続いて、5ページ目をご覧ください。

大森八景坂地区につきましては、池上通り沿道などからの見え方に配慮した景観保全誘導区域を設定し、景観資源である坂道からの見え方への配慮や、景観形成重点地区と一体となった景観形成を誘導していきます。

景観保全誘導区域につきましては、水色の一点鎖線で囲んでいるエリア。景観形成重点地区については、景観保全誘導区域の内側にある赤色を一点鎖線で囲んでいるエリアとなります。

拠点商業市街地の景観形成基準に、「公開空地・外構・緑化」の新たな基準を追加するとともに、坂道の景観形成基準に「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」の新たな基準を追加しています。

また、清浦さんの坂、天祖神社階段を大田区景観計画における景観資源（坂道）に追加指定し、坂道からの眺めの変化や、擁壁、のり面を生かした周囲の緑化や歴史資源などと一体となった沿道の景観づくりを進めていきます。

拠点商業市街地において、【公開空地・外構・緑化】について、緑化に当たっては周辺景観との調和を図るとともに、植物の良好な

生育に配慮するという基準を追加します。景観資源（坂道）においては、【形態・意匠・色彩】、【公開空地・外構・緑化】について、大森八景坂景観形成重点地区では重点地区と誘導区域が一体となるような形態・意匠とする。

大森八景坂景観形成重点地区では、重点区域と誘導区域が一体となるようなアイストップやオープンスペースを確保するという基準を追加します。

なお、「工作物の建設等」においては、新たな基準は追加しませんが、現行の基準に基づき配慮を求めます。

また、各類型ともに、届出対象行為・規模はこれまでと変更はありません。

資料4の説明は以上でございます。

浅野幹事 すみません、まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。少し補足をさせていただきます。今の資料4の3ページをご覧ください。

右側の欄に、緑の連続性の確保に努めると記載をさせていただいてございます。こちらにつきましては、専門部会のほうでこの緑の連続性の担保ってなかなか難しいのではないかというご意見も実際出てきております。

ただ一方では、この区のグリーンプラン推進の中では、緑の量を増やしながら質に関する取組も進めていくというところで、ここの記載については、もう少しどう書けばいいかというところは検討が必要だというところで、今引き続き検討してまいりますので、ここについてはちょっと今確定ではないというところだけちょっと申し添えます。

補足は以上でございます。

野原会長 以上でご説明としてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただいま事務局のほうからこの報告1の案件について、ご説明がありました。こちらについて皆様から、またこれもご質問、ご意見頂戴したいと思うんですけど、初めての方もいらっしゃると思いますので、この太い大田区景観計画という本がございまして、この中

でいろんなこの大田区全体の景観の在り方、ルールが定められているんですけど、特に 107 ページ以降というところに景観形成重点地区における景観形成というのが書かれております。この当時は 4 地区で、その後皆様の冊子とかにも手前に補足の紙みたいなのが入ってるんじゃないかと思うんですけど、これが 5 地区目といたしますか、出てきました洗足池の景観形成重点地区というのが、このつけた当初の後に作られた。そういう重点地区になっていまして、言わば、この 6 個目といたしますか、次、もう一つ次のこの景観形成重点地区というのを追加するという事に関する今議論がなされているということになっておりますので、そういうご確認をいただいて。

その上でこの 1 ページ目のところに地図がありますけれど、この地図の赤い一点鎖線で書いてある領域、これがこの景観形成重点地区に当たりまして、ここのところは一般の地域よりも少し詳しい方針とかそれに対する基準とかを決めていきますよということで、それが 2 ページ以降に、先ほどご説明あったように描かれているということになります。

あともう一つご提案として、ここでは景観保全誘導区域ってこの②というのが 1 ページ目のところにありますけど、これは景観形成重点地区じゃないんですけど、その周りなので、要はこの景観形成重点地区に影響を与える範囲なので、この辺りというのも少し考えながら、配慮しながらつくっていきましょうねということで、そういう周りの見え方に配慮するエリアとして保全区域、誘導区域というのを提案されていると、そういう内容になっております。

以前から委員をされていた方は 15 回とかでもこの議題は出ていくところではありますので、そこに関する追加内容が赤字で示されているということで、特に 2 ページ目のところの公共施設のところには赤字が多いというのは、4 ページにもちょっとございましたけど、この八景坂エリアというのは今後広場であるとか、あと道路であるとか、いろんな公共的な場所というのは非常に大きな景観に対するインパクトを持っている場所ですので、その部分に関してもしっかりここで方針を定めておきましょうということで、項目が少し多く記載されているということになっております。

そんな形で、前回より少し追加事項が加えられた形で進めているということでの説明になりました。

では、この内容に関して委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、こちらでもまた挙手の上ご発言いただければと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

では高栖委員、よろしくお願いします。

高 栖 委 員 今回初めて参加させてもらうんですけども、審査されていた提出する側でした。その立場から言いますと、どうしてもオーナーさんたちとか、先ほど補足の説明があった緑の部分について、もうちょっと検討いただきたいというのがあります。

それはオーナーさんたちが、やった後に2年、3年して、どんどん衰退していくんですよね、緑って。やはりどうしても手入れだとかそういったものが大変でございます。我々も設計する際に、維持管理しやすい樹木とかそういったものをなるべくお選びして決めてはいるんですけども、それをどうしても維持していただきたいということでそういうことを考えているんですが、そうしますと樹種や何かがある程度制限されてきてしまう。それから、どうしてもお金のかかるそういった樹木の維持管理について、オーナーさんたち、それからそういったものを維持していくのになかなか意見が取り入れられないというところも我々としては残念で、2年、3年後にもう一度行ったときに、こうしませんかとかというご提案はさせていただくんですけども、なかなかそれがついてこない。

先ほどの大田区景観まちづくり賞の中でも緑のというのがありましたけども、この辺のほうについてはもう少し細かい議論をしていただきたいなというふうに思います。

それと、これの計画、維持管理について、まちづくりという観点からすれば、小学生だとか中学生だとかそういった、こういったまちの、あと商店街の皆様とかにもご協力いただけるようなことを組み込んでいただければ、もう少しいい計画になってくるんじゃないのかなというふうに思いました。

以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局 緑のお話につきましては、ここら辺のやっぱり道路の拡幅に伴って、やっぱり一定緑の景観についても配慮していかなきゃいけないという認識は持っているところで、このような提案ということで整理をさせていただいているところでございます。

ただ、今お話しいただいた維持管理の話とかについては、これについて特段、例えば補助していくとかそういうところはなかなか難しいところではあるんですが、やっぱりそこだけ現実的にできることをもうちょっと見定めながら整理をさせていただければと思います。

ただ実は、この辺の話というのが、地元のまちづくり協議会のほうからの提案というところも少し実はあった内容をある程度反映しているところでございますので、地元のまちづくり協議会というのは池上通り沿道の結構地権者とかで構成されているような組織でございますけれども、そこら辺の提案を踏まえてはいるものの、やはり現実的にどこまでできるかというところは、特に専門部会のご審議を引き続き賜りながら、整理をさせていただきたいと思います。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

今の高栖委員のお話を受けまして、この維持管理というのは本当に大事だと思います。そういったところを建て主さんに分かってもらえるような、設計する際にこういうことが必要なんだというふうに伝えられるような形に、少しでもこの景観計画の中で触れられればいいなと思っております。そこは何がどう工夫できるのかというのをちょっと考えていきたいなと思います。

あとまちの子ども、商店街の協力、まさしくこういった声も非常に大事になってきますので、こういったところもどういうふうに入れられるのかというのも今後検討、検証していきたいなと思います。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

では、ほかも含めてお伺いします。いかがでしょうか。

では加藤委員、よろしくお願ひします。

加藤委員 素人なので、話は何回か聞いていたんですけれども、再度確認し

たくなつたところがあります。それは大森駅西口広場というところを見ると、現状ここ、民間の建物がずっと建っているところだと思うんですけども、ここは今回の道路拡張とか何かに合わせて都か区が購入されて自由に使えるエリアになるということなのかというところが一つと、あと西口広場というところで、ここを2階層とか3階層にして、地下のところには構造物は作ってもいいんだけども広場という名前がある限り、地上部分は広場というか、オープンスペースにしないと駄目なのか、そういう制約がある広場なのかというのはちょっとよく分からなかったもので、そこら辺教えていただければなと思います。

深川幹事 都市計画課長の深川です。

ご質問ありがとうございます。今、区のほうで、この大森駅、特に西口は駅前のまちづくりに取り組んでいるところでございます。中心になって取り組んでいるのは別の課なんですけれども、その中で計画のほうは、説明会などしながら進めているところです。

その中でつくっている案として一つ、まだ最終決定はしていませんが、その中で描いた絵がお手元の資料の4ページのところにあります。

今加藤委員ご質問あったように、広場とうたっておりまして、ここは広い空間を予定しております。その下の部分にこういった機能を入れるかがこれからの議論となってくるところなんですけれども、この広場については目の前の池上通りが坂道になっておりますので、斜めの広場になるのか、斜めは現実的ではありませんが、どういうふうに高さを吸収しながら広場としてのしつらえをしていくのかというのがこれからの検討になっていきますが、委員今ご質問のとおり、ここに建物を建てるようなことはございませんので、そういった中で広場としてどう活用していくのか、景観をつくっていく中でこの広場は非常に重要なポイントになるかというふうに捉えておりますので、そういったことを今後この計画を定めながら議論していけたらと思っておりますのでございます。

加藤委員 公共地域になるということではいいんです。今、民間ですよ。

深川幹事 そうです。公共という意味で、都か区かというところはいろいろ

ございますけれども、今のように個人の方やいろんな企業さんがお持ちになっている土地を広場というよりは、しっかりそこをまとめて整備していくとそういう考えでございます。

藤 木 幹 事 鉄道・都市づくり課の藤木です。よろしくお願いします。

今まさしくお話があるところに関して、我々の鉄道・都市づくり課の方にて、今事業を進めているところです。

まず、この広場の立ち位置、位置付けですけども、この広場は都市計画事業であり、都市計画法に基づいて事業認可を今年度末に取得する予定です。今、都市計画決定をしている状態で、池上通りについては東京都さん、広場については大田区が都市計画決定を取りまして、今年度末に東京都と大田区で一体となって事業認可を取るといったところです。

今この広場についてはまさしく、これから空間デザイン等を鉄道・都市づくり課が主体となり、八景坂まちづくり協議会の意見とか我々庁内、関係者の皆さんと意見を詰めて進めていくところです。

先ほど深川課長から話があった、建物が建たないと言っていましたけども、ここはまだその辺の可能性を残してしまして、道路法の適用を受ける広場ではなくてその他交通施設という形で、都市計画決定を取っていますので、場合によっては建物も建てられる形になっているといったところです。

今後、区民や庁内の意見を聞きながら、最終的の広場のにぎわい空間を決めるところです。

深 川 幹 事 すみません、ちょっと私自身の説明で細かいことですが。

私が建物建ちませんと言ったのは、大きなビルという意味のことで、例えば広場であればトイレだったりだとか昇降設備だったりとか、いろいろ関連する附属のものがあるかと思うんですけど、いわゆる箱物というようなものではないという意味でのご説明です。すみません。

野 原 会 長 ありがとうございます。なかなか景観のこういう在り方を示すってすごい難しくて、例えば3ページとかにイメージが書かれていますけど、これが建つわけじゃないんですね。民間の場所ですので、それぞれこういうようなイメージを持って造りますけど、これが建

つわけじゃないので、具体的な絵を示すというのは極めて難しいのですが、その辺のあんばいがなかなか難しいところですが、いずれにしても駅の西口にそういう広場のようなものができていくので、そういうところにはやっぱり、どのような考え方に基づいてここを景観デザインしていくべきかというところの大きな在り方みたいなのは、少し考えていく必要があるのかなというふうに思います。多分細かいところはまたその先の段階で、いろいろつくっていくってことになると思いますが、ここでは例えば連続した在り方をちゃんとつくっていきましょうとか、地区の顔になるようなそういう場所にしていきましょうとか、緑のまさに天祖神社も向こうにありますのでそういうことにつながりみたいなのをちゃんと意識していきましょうとか。どんな形になるにせよ、そういうところはちゃんと考えたものにしていきましょうねということが、多分今このところで示されているイメージなのかなという気がいたします。

貴重な大事な議論、ご意見でした。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。二井委員、よろしく申し上げます。

二 井 委 員 ありがとうございます。この景観形成重点地区の中に、公共施設という言葉が入るのというのは、大田区としても初めてですし、多分他の市区町村を見てもなかなか文言としては入っていない。本当は入っているべきなんですけど、入っていないことが一般的なので、そこはよく入れていただいたなというふうに思っています。

その上でなんですけど、4ページのところに大森駅西口広場のみになっているんですけど、やっぱり池上通りという言葉が適用イメージのところどこかに書いてほしいなというふうに思いますので、できれば4ページの大森駅西口広場の横にやっぱり池上通りという言葉を入れていただいて、そうすれば右側のイメージ図の中で出てきている文字の目指すものというのも、同時に池上通りに適用するものとして捉えられると思いますので、そこはちょっと追加していただきたいなというふうに思っております。

野 原 会 長 いかがでしょうか。

事 務 局 公共施設の一体的な景観づくりというのは、この場所においては

特に重要だと認識をしてございます。今の二井委員のご指摘のところをちょっと整理して、またご提案さしあげたいと思います。ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。では、川尻委員よろしくお願ひします。

川尻委員 大森駅は結構私も買物とかで行くところなので、この西口広場というのは結構気になるので、どうなるのかなというふうに非常に気になる場所ですけれども、一つこれを見ると鉄道と道路との間、随分高低差がすごくあるんですね。それはどう処理するかって結構難しいことで検討されていると思うんですが、鉄道からここがどう見えるかというのは、観点というのが一つあるのかなと思って。その辺はどういうことですか。何かありますでしょうか。

野原会長 事務局、いかがでしょうか。

藤木幹事 その辺も含めて、しっかりと景観も配慮してやっていきますのでよろしくお願ひします。

野原会長 ありがとうございます。

決めてルールをつくるっていうのはどうしても範囲を設定しなきゃいけないで、線が引かれてしまうんですけど、景観というのは実際もっといろんなところから見えたりするものですので、範囲の中には仮になかったとしたとしても、その外側からどう見えるとか、あるいは外側にどう見えるとか、そういうことも併せて考えながら造っていただくのはすごく大事かなと思いますので、そういう意味では、今のお話というのはこの境界線の東側とかとの関係みたいなお話でもあると思うんですけど、そういったところも少し意識していただきながらご検討いただくのは、極めて大事かなと思いますので、その辺りもちょっとご検討ください。

ほかはいかがでしょう。では、加藤委員よろしくお願ひします。

加藤委員 素人で個人的な要望なんですけれども、八景坂という名前がついている限り、やっぱり江戸時代からあった八景坂がある程度シンボリックに分かるような部分があったらいいんじゃないかなと思います。

それで、この1ページ目の3の八景坂周辺の景観の特徴ということの中に、③番ということで歴史ある天祖神社の豊かな緑ということで、唯一駅から見えるこういう八景坂の上のところ、崖地として見えるところがこの部分だと思うので、ここをやっぱり集中的にきれいにするか、今は階段があって上に上がるようなところだと思うんですけども、このビルの中に二、三階建てぐらいのちょっと民間地もあると思うので、そこら辺もちょっと緑に変えていくというか、ここの崖下をシンボルとして緑豊かなところに整備してほしいなというふうに個人的に思いましたということです。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

景観形成基準適用のイメージというのが、全部八景坂とかに平行側が書かれているんですけど、やっぱり断面というのですかね、そうやってみたら、やっぱり通りのこの左側というか西側がやっぱりちょっと坂になっているその状態とか、そういう八景坂がもともと持っている景観の構造というのですかね。そういったものが分かたりするかもしれないので、今のお話は、そこで一番それが分かるのが天祖神社のその場所だからそこを大切にしたいほうがいいんじゃないかというお話だったんじゃないかと思いますが、そもそも八景坂、坂であるってのは多分平行な絵を描けば分かるんですけど、逆に鉛直側というか90度回転した側もどうなってるか分かるために、そういうところにも目が行き届く感じがあると今のようなご指摘を含むような、そういった話もできるかなと思いました。

いずれにしてもそちら側の観点での景観も非常に大事だよということかなと思いますので、よろしくお願いします。

いかがでしょうか。そろそろお時間も来ておりますが、大体よろしいですかね。

私のほうから1点だけ確認です。5ページ目の右側に、追加する景観形成基準等についてというふうに書かれているんですけど、それより前までは基本的に景観形成重点地区とか、先ほど外側の景観保全誘導区域の中のお話を多分されていると思うんですけど、この5ページの右側のみは、一般の市街地類型の中の規制であるとか、

あるいは真ん中辺には景観資源も、実は景観計画に書かれているんですけど、その部分の書きっぷりを変えますよという、そういうことが書かれているということによろしいですか。

事務局 そういう理解でよろしいかと思えます。

特に右下の景観資源（坂道）というところについては、今想定しているのが八景坂は天祖神社ですとか、もう少し上に行って清浦さんの坂というのがあったりしますけども、そういう崖線とか坂の地形ですとか、やっぱりそこが明らかに見えるような場所になっていると思います。その沿道の建物とかについても、やっぱり一定の細かい基準は全て書き切れないところはありますけども、大きな考え方としてはこのようなことでちょっと整理をさせていただければなと思っているような状況でございます。

これにつきましても、専門部会の場で最終的な審議をお願いしたいということでございます。

野原会長 ありがとうございます。

めちゃくちゃ細かくて恐縮なんですけど、景観資源というのは、例えばこの5ページ目で言うと、左の図にまず八景坂がこの紫色で坂道って書いてあるものがあって、今回それに加えて清浦さんの坂のところと天祖神社の階段を追加しますというのが書かれていると思うんですけど、これが景観資源（坂道）のところに反映されるという理解でよろしいのかな。よろしいとすると、右側の文言が景観形成重点地区ではと書いてあるんですけど、坂がはみ出ているといいますか、景観保全誘導区域まではみ出ている気がするんですけど、それも含めての内容でいいですよ。

事務局 見通しとかも含めて、坂については重点地区の線で区切れる状況ではちょっとないかなというところで。

野原会長 ですよ。となると、この右側の表現がこれでいいのかなと。重点地区では何とかとしますと書いてあるんですけど、何かその辺りちょっとうまく読み込めるように整理をしていただければと思います。

事務局 すみません、整理させていただければと思います。

野原会長 でもそれが加わるということですね。ということにもなります。

では、大体ご意見よろしいでしょうか。

では、こちらで報告1としては皆さんにご意見、いろんな忌憚のないご意見いただきましたので、このいただいたご意見に基づいて、また専門部会等もごさいますので、そちらで今日いただいた意見をまた踏まえながら、もう少し内容を詰めた上で、また次回の景観審議会開催時に検討結果をここでご報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

では、4番目の報告事項は以上ということにさせていただきたいと思えます。

では、事務連絡ということでもよろしいですかね。議題、報告としてはこれで以上ということになりましたので、審議会の内容としては以上ということで、事務局にお返ししたいと思えます。

深 川 幹 事

委員の皆様、ご審議のほどありがとうございました。

それでは、事務局から連絡させていただきます。次回の景観審議会につきましては、令和6年2月14日水曜日、年明けてですね。14時から16時を予定してございます。会場等につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

また、本日からこのタブレットを利用したペーパーレスの会議を導入してまいりましたが、本日大きなトラブルもなく進行できたかと考えております。次回の審議会につきましても、同様にタブレットを用いて会議をさせていただきたいと思えます。

本日机上に紙の資料を配付させていただいておりますけれども、次回につきましては、開催の1週間前に皆様のところへ郵送させていただく予定としております。審議会当日については、机上に事務局のほうで紙を用意しないようにいたしますので、もし紙を見ながらのほうがやりやすい場合には、皆様お手数ですがご持参いただけたらと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、第16回大田区景観審議会、終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午前11時30分閉会